

<公募要領の変更点>

変更項目	変更前		変更後	
	対象頁		対象頁	
◆e-Rad ヘルプデスク	P.1	Tel:0570-066-877	P.1	Tel:0570-057-060
3.応募にあたっての留意事項 (2)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	P.12	①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。	P.12	①他の競争的研究費や、その他の研究費の応募・受入状況、所属機関・役職に関する現況について、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
3.応募にあたっての留意事項 (3)委託・共同研究等について ① フェーズ1（委託事業）	P.13	「IX.再委託費・共同実施費について」 ( <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100930554.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100930554.pdf</a> )	P.13	「IX.再委託費・共同実施費について」 ( <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100944469.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100944469.pdf</a> )
3.応募にあたっての留意事項 (3)委託・共同研究等について ② フェーズ2（助成事業）	P.14	「VIII.委託費・共同研究費について」 ( <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100930837.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100930837.pdf</a> )	P.14	「VIII.委託費・共同研究費」 ( <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100944575.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100944575.pdf</a> )

<p>5.応募方法及び提出方法 (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録 ○ e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>P.18</p>	<p>電話番号：0570-066-877 (フリーダイヤル)</p>	<p>P.18</p>	<p>電話番号：0570-057-060(フリーダイヤル)</p>
<p>5.応募方法及び提出方法 (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録 【注意事項】</p>	<p>P.19</p>	<p>②複数事業者で提案する場合には、提案者及び全ての共同提案者について、事業者毎に、e-Rad へ登録してください (共同実施先・共同研究先については、e-Rad 登録は不要。)</p>	<p>P.19</p>	<p>②複数事業者で提案する場合には、提案者及び全ての共同提案者について、事業者毎に、e-Rad へ登録してください (再委託先・共同実施先・共同研究先については、e-Rad 登録は不要。)</p>
<p>5.応募方法及び提出方法 (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録 【注意事項】</p>	<p>P.19</p>	<p>③複数事業者で提案する場合、「応募内容提案書」の作成、提出が必要となるのは、代表提案者のみとなります。共同提案者については、「研究分担者」として、応募内容提案書内に記載してください(以下リンク先のマニュアル、11 頁②参照)。 <a href="https://www.e-rad.go.jp/manual/02-6.pdf">https://www.e-rad.go.jp/manual/02-6.pdf</a></p>	<p>P.19</p>	<p>③複数事業者で提案する場合、「応募内容提案書」の作成、提出が必要となるのは、代表提案者のみとなります。共同提案者については、「研究分担者」として、応募内容提案書内に記載してください。</p>
<p>9.対象費用の詳細 &lt;委託事業(フェーズ1)&gt;</p>	<p>P.29</p>	<p>委託の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費及び共同実施費です。</p>	<p>P.29</p>	<p>委託の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費、<u>間接経費及び再委託費・共同実施費</u>です。</p>
<p>9.対象費用の詳細 &lt;委託事業(フェーズ1)&gt; IV. 間接経費</p>	<p>P.31</p>	<p>&lt;追加&gt;</p>	<p>P.31</p>	<p><u>NEDOの委託契約では、事務的経費等の直接経費で計上できない経費を間接経費の対象としています。間接経費は、I. 機械装置等費、II. 労務費、III. その他経費の合計に間接経費率を乗じて算出します。間接経費率は事業者の種別によって、以下の通り設定します。契約時に設定した率をその年度中は適用します。</u></p>

事業者の種別	間接経費率
下記以外	10%
大学・国研等※1	30%
中小企業 技術研究組合等※2	20%

※1 国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人

※2 当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成されている組合に限る。構成比率が3分の2未満の場合の間接経費率は10%

9.対象費用の詳細 <委託事業(フェーズ1)> V. 再委託・共同実施費	P.31	IV. 再委託・共同実施費 本事業のうち、共同実施契約等に基づき、国内の再委託先(提案者以外の公的研究機関等)・共同実施先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のI～IIIに定める項目に準じます。	P.31	V. 再委託・共同実施費 本事業のうち、共同実施契約等に基づき、国内の再委託先・共同実施先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のI～IIIに定める項目に準じます。
9.対象費用の詳細 <委託事業(フェーズ1)> V. 再委託・共同実施費	P.31	① 再委託および共同実施を行う場合には、 <u>予め実施計画書に記載することが必要です。</u> ② 再委託および共同実施の額は、 <u>委託先との契約金総額の50%未満である必要があります。</u> ③ 再委託および共同実施費を計上する場合は、 <u>費目別の内訳を提示してください。</u> その際、以下のA)～C)にご留意ください。 A) 委託事業者の従業員が、共同実施機関に出向す	P.31	ア. 再委託および共同実施費を計上する場合は、 <u>費目別の内訳を提示してください。</u> その際、以下のA)～C)にご留意ください。 A) 委託事業者の従業員が、 <u>再委託先機関・共同実施機関</u> に出向する場合には、当該出向者の労務費は、共同実施費の中で計上することはできません。 B) <u>再委託先機関・共同実施機関</u> が購入する機械設備等の費用は、共同実施費の中で計上することができますが、この場合、「 <u>再委託(共同実施)</u> を実施している期間」は、当該設備を <u>再委託(共同実施)</u> の目的に則

る場合には、当該出向者の労務費は、共同実施費の中で計上することはできません。

B) 共同実施機関が購入する機械設備等の費用は、共同実施費の中で計上することができますが、この場合、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を委託費の目的に則り使用する」旨の文言を、契約書に挿入してください。

C) 共同実施機関で発生する間接経費は、本事業の直接経費の 20%(大学の場合は 30%)を上限とします。

④ 共同実施契約を締結するに当たり、以下の A)～E)にご留意ください。

A) 共同実施費で購入した設備の取扱いについては、契約書の中で、「当該設備の耐用年数の期間は、当該設備を委託費の目的に沿って使用する」旨の文言を記載してください。

B) 共同実施機関に支払った費用について、委託事業者が把握できるように、契約書の中で、「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。

C) 委託事業者は、共同実施契約締結時に、共同実施費の金額の妥当性が説明できるよう、共同実施機関から、予め、積算内訳(支出計画)を入手しておいて

り使用する」旨の文言を、契約書に挿入してください。但し、「公設試験研究機関及びこれらに準ずる機関」は、法人格の有無等により扱いが異なる場合があるため、NEDO 担当者へご確認ください。

C) 再委託先機関・共同実施機関で発生する間接経費の間接経費率は、9. 対象費用の詳細 <委託事業(フェーズ1)> IV. 間接経費に記載の間接経費率と同じです。

イ. 再委託・共同実施契約を締結するに当たり、基本的な考え方および適用する契約書について、以下ご確認ください。

<基本的な考え方>

<p><u>再委託費</u> : <u>委託先が、委託業務の一部を第三者に委託するに要した経費</u></p> <p><u>共同実施費</u> : <u>委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施するために要した経費</u></p>
---

経費の算定に当たっては、委託先と同様に委託事務処理マニュアル「業務委託費積算基準」に定める大項目 I～IVの区分に従って算定してください。

なお、再委託先・共同実施先が大学等の場合は大学用の業務委託費積算基準に準じ、国立研究開発法人等の場合は国立研究開発法人等用の委託費積算基準に準じて算定してください。

(1) 再委託、共同実施を行う場合には、あらかじめ実施計画書に記載していただくことが必要です。なお、再委託および共同実施の額は原則として委託先との契約金総額の 50%未満です。

(2) 委託先が委託業務の一部を再委託もしくは共同実施する場合

ください。

D) 共同実施契約の締結は、NEDO との契約締結日以降とし、契約期間は、委託事業期間内とします。

E) 共同実施機関から、必ず、経費発生調書または決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。

※ 上記の共同実施費は、学術機関等（※8）との研究開発に係る経費を指しており、複数の民間企業等との間で行われる共同実施には、適用されません。

は、委託先が再委託先または共同実施先との間で締結する契約については、NEDOと委託先間において締結した契約内容を必ず準用してください。なお、委託先から再委託もしくは共同実施をする場合は、再委託先・共同実施先の種別（大学・国立研究開発法人等か、それ以外の事業者か）によって、準用するNEDO契約書約款が異なりますのでご注意ください。

<委託先から再委託・共同実施する場合に適用する契約書>

<u>再委託・共同実施先</u>	<u>適用する契約書</u>
<u>国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人並びに 国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人</u>	<u>「大学・国立研究開発法人用」のNEDO契約約款に準じた契約書、または受託研究規程に基づく受託研究契約書（私立大学除く）</u>
<u>法人化されていない国公立の研究機関等</u>	<u>NEDO契約約款に準じた契約書、または受託研究規程に基づく受託研究契約書</u>
<u>上記以外の事業者</u>	<u>NEDO契約約款に準じた契約書</u>

受託研究規程に基づく受託研究契約書を適用する場合は、契約書に追加していただく文言がありますので、NEDO 担当者にご相談ください。

(3) 再委託契約、共同実施契約の締結日、実施期間は、「NEDOと委託先間の契約（親契約）」との関係において以下のように設定することになります。

① 締結日

				<p>親契約の締結日以降とします。ただし、以下の条件を満たせば、親契約の実施期間開始日まで遡ることが可能です。</p> <p><u>ア. 親契約の締結日以降の締結日では再委託業務等の実施期間が十分に確保されないとの事情があること</u></p> <p><u>イ. 当該再委託、共同実施契約が、明らかに親契約の内容と合致すること</u></p> <p>② <u>実施期間</u></p> <p>親契約で定められている実施期間内とします。</p> <p>(4) <u>再委託先・共同実施先の行為については、委託先がNEDOに対して、すべての責任を負うこととなります。</u></p> <p>(5) <u>再委託先・共同実施先についても、それぞれ経費発生調書を作成する必要があります。</u></p>
9.対象費用の詳細 <助成事業(フェーズ2)> IV. 共同研究費	P.33	本事業のうち、共同研究契約等に基づき、国内の共同研究先(提案者以外の公的研究機関)が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のⅠ～Ⅲに定める項目に準じます。	P.35	本事業のうち、共同研究契約等に基づき、国内の共同研究先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のⅠ～Ⅲに定める項目に準じます。
9.対象費用の詳細 <助成事業(フェーズ2)> IV. 共同研究費	P.34	B) 共同研究機関が購入する機械設備等の費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合、「 <u>当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する</u> 」旨の文言を、共同研究契約書に挿入してください。	P.35	B) <u>学術機関等の共同研究機関が購入する機械設備等の費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合、「共同研究の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を、共同研究契約書に挿入してください。但し、「公設試験研究機関及びこれらに準ずる機関」は、法人格の有無等により扱いが異なる場合があるため、NEDO 担当者へご確認ください。</u>

<p>9.対象費用の詳細 &lt;助成事業(フェーズ2)&gt; &gt; IV. 共同研究費</p>	<p>P.34</p>	<p>C) 共同研究機関で発生する間接経費は、<u>本事業の直接経費の20%(大学の場合は30%)を上限として、助成対象とします。</u></p>	<p>P.35</p>	<p>C) 共同研究機関で発生する間接経費の<u>間接経費率は、9. 対象費用の詳細 &lt;委託事業(フェーズ1)&gt; IV. 間接経費に記載の間接経費率と同じです。</u></p>
<p>9.対象費用の詳細 &lt;助成事業(フェーズ2)&gt; &gt; IV. 共同研究費</p>	<p>P.34</p>	<p>④ 共同研究契約を締結するに当たり、以下のA)~E)にご留意ください。 A) 共同研究<u>費で購入した設備の取扱いについては、共同研究契約書の中で、「当該設備の耐用年数の期間は、当該設備を助成金の交付目的に沿って使用する」旨の文言を記載してください。</u> B) 共同研究機関に支払った費用について、<u>助成事業者が把握できるように、共同研究契約書の中で、「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。</u></p>	<p>P.35</p>	<p>④ 共同研究契約を締結するに当たり、以下のA)~D)にご留意ください。 A)共同研究<u>契約書の中に、「共同研究先機関名」(以下「甲」という。)と株式会社Y(以下「乙」という。)は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が助成する“事業名”の一環として、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。」および「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。</u></p>
<p>9.対象費用の詳細 &lt;助成事業(フェーズ2)&gt; &gt; IV. 共同研究費</p>	<p>P.34</p>	<p>C) 助成事業者は、共同研究契約締結時に、共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から、<u>予め、積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。</u></p>	<p>P.36</p>	<p>B) 助成事業者は、共同研究契約締結時に、共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から、<u>予め、積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。</u></p>
<p>9.対象費用の詳細 &lt;助成事業(フェーズ2)&gt; &gt; IV. 共同研究費</p>	<p>P.34</p>	<p>D) 共同研究契約の締結は、<u>交付決定日以降とし、契約期間は、助成事業期間内とします。</u></p>	<p>P.36</p>	<p>C) 共同研究契約の締結は、<u>交付決定日以降とし、契約期間は、助成事業期間内とします。</u></p>

<p>9.対象費用の詳細 &lt;助成事業(フェーズ2)&gt; IV. 共同研究費</p>	<p>P.34</p>	<p>E) 共同研究機関から、必ず、経費発生調書または決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。</p>	<p>P.36</p>	<p>D) 共同研究機関から、必ず、経費発生調書または決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。</p>
<p>10.その他の留意事項 (1)委託・助成事業の事務処理等について ① 契約及び委託業務の事務処理等について(フェーズ1)</p>	<p>P.34</p>	<p>新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、<u>原則として以下の本公募要領の内容を優先します。</u></p>	<p>P.36</p>	<p>新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、本公募要領の内容を優先します。</p>
<p>10.その他の留意事項 (1)委託・助成事業の事務処理等について ② 助成事業の事務処理について(フェーズ2)</p>	<p>P.35</p>	<p>助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、<u>原則として以下の本公募要領の内容を優先します。</u></p>	<p>P.37</p>	<p>助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、本公募要領の内容を優先します。</p>